

財政學

(第二改訂版)

坂入長太郎著

財 政 学

〔第二改訂版〕

立正大学教授

坂入長太郎 著

酒 井 書 店 刊

著 者 紹 介

坂 入 長 太 郎

現在 立正大学経済学部教授
専攻 財政・金融論
著書 現代金融論 新評論
金融制度論 高文堂出版社
日本財政論 新評論
財政思想史 酒井書店

財 政 学〔第2改訂版〕

1978 年 12 月 25 日 第2改訂版発行

© 1978

3033—3069—2709 ￥3,800.

所

東京都千代田区飯田橋
振替東京一五九七二番
電話東京四八七七二番

株式
会社
酒 井 書 店

小店の出版物については責任を負い度く存じますから
番丁・乱丁等の場合は直接本社に御申出下さい

第二改訂版

著 作 者
発 行 者
印 刷 者

さ か い り ち ょ う た ろ う
坂 入 長 太 郎
藤沢市鵠沼藤ヶ谷三ノ一四ノ一〇
酒 井 明
東京都千代田区飯田橋二ノ九ノ三
勝 見 宗 治
東京都墨田区立川三ノ六ノ七

(勝見印刷・誠製本)

第二改訂版の序

戦後の財政および財政政策は古典派財政理論から脱却し、近代経済学的財政理論に移行した。しかし、財政それ自体の中には伝統的な古い体質を内包するものであり、財政構造から古い体質を取り除き、財政政策を経済態様に即応させる財政改革は、資本主義財政のもつ歴史的な成立過程と伝統的な財政理念によって強い抵抗があり、なかなかその改革の進展をみない。しかしながら、国家の機能と活動の著るしい拡大と経済構造の変貌、高度化は、財政構造の改革を必然化しつつある。その一つの現象は「安価な政府」から「高価な政府」への移行であり、「高価な政府」は単的にいえば国民がより高い経済的福祉を望むならば、その負担は国民に荷重されるという意味であり、西欧資本主義財政は高福祉・高負担を實踐しているのである。

このように戦前では理想としていたことが、現代資本主義諸国では当然のこととして実行されているのである。それには国民の税金を冗費せず、財政支出の効率性という古くて新しい財政原則が貫徹されていなければならない。また、現代資本主義国は完全雇用の下に経済的福祉の極大化を指向する財政政策をとっており、古典学派財政政策は否定され、財政のもつ国民経済に占める比重の増大とともに、財政政策を通ずる経済安定化機能が高く評価されているのである。この財政と国民経済との関係は混合経済といわれるものであって、財政収支を通じて資源配分、所得再分配、景気調整、経済成長の財政政策として、国民経済に積極的に介入しているのである。このように財政および財政政策は大きく変貌しながら展開しているのである。しかし、伝統的な財政および財政政策には捨てがたい多くの教訓と原則があることも見逃してはならない。

本書はかかる財政および財政政策に対する認識を前提として、近代財政の構造と政策の基礎理論を財政学のテキスト・ブックとしてまとめたものである。したがって、講義上および学生諸君の財政学に対する理解に便宜なように、全編を伝統的財政学の編成順序を踏襲して、財政構造を明らかにし、最後に財政政策論において総括する論述方法をとった。

本書は既発表の論文を整理し纏め財政学理論として統一性をもたせたものである。したがって、個々の論文において不十分な個所があったが、これまで改版のたびごとに字句の訂正を行ってきた。第一次改訂においては若干の補正を行ったが、この度び全般的な構成上の改訂と個々の章節の論文を補正する第二改訂の機会を与えられた。

なお本書の改訂に当り堀江義衛氏に御面倒をお掛けしたことに對して、ここに謝意を表する次第である。

昭和五三年十二月

坂入長太郎

目次

第一章	財政概念理論	一
第一節	財政の包括的概念	一
第二節	財政学の本質・特質理論	六
第三節	公共財の理論	三
第四節	財政学の潮流と研究・領域	三
第二章	現代資本主義財政の機能と役割	四
第一節	国家財政の役割と機能の史的変遷	四
第二節	国民経済に占める公共部門の地位	七
第三章	財政制度論	七
第一節	予算制度	七

(一) 予算の意義と性格	六
(二) 民主主義的予算制度の生成と発展	六
(三) 予算の機能と原則	七
(四) 日本の予算制度—旧予算制度と新予算制度	七
第二節 予算の形式・種類・態様	八

(一) 予算の形式	八
(二) 予算の種類	八
(三) 予算の態様	八
第三節 予算過程—予算の編成・提出・議定—	八

(一) 予算の編成過程	八
(二) 予算の政治的過程	九
(三) 予算の執行	九
第四節 決算制度	九

(一) 決算の意義	九
(二) 決算の手続	九
第五節 予算制度の改革	九
(一) 予算制度の変遷と改革の方向	九

(一)	資本主義諸国における予算制度改革	一〇一
(二)	日本における予算制度の改革	一〇九

第四章 国家経費論……………一七

第一節 経費の概念理論……………一七

(一)	財政学における経費論の位置	一七
(二)	経費の意義と性質	三〇

第二節 経費の原則理論……………三三

第三節 経費の分類理論……………三六

(一)	経費分類学説	三七
(二)	経費の機能的分類	三九
(三)	日本の経費分類	三三

第四節 経費膨脹の法則……………三六

(一)	経費膨脹の法則	三六
(二)	経費膨脹の原因	三七
(三)	第二次大戦後の経費膨脹	三九

第五節 経費の作用と効率	一四二
--------------	-----

(一) 経費の作用と効果理論	一四二
(二) 財政支出の経済的効率	一四六

第五章 国家收入論	一五五
-----------	-----

第一節 国家收入の概念理論	一五五
---------------	-----

(一) 国家形態と收入形態の発展	一五五
(二) 国家收入の意義	一五六

第二節 国家收入の原則理論と分類理論	一五九
--------------------	-----

(一) 国家收入の原則理論	一五九
(二) 国家收入の分類理論	一六二
(三) 日本の收入分類	一六五

第三節 国家收入の構造	一六七
-------------	-----

(一) 国家收入の総括的説明	一六七
(二) 官業と官有財産および手数料收入	一六七
(三) 公信用の收入	一七〇

第六章 租税総論 一七

第一節 租税の包括的意義 一七

第二節 租税の原則理論 一八

第三節 租税体系——単一税論と複税論 一九

(一) 単一税制度 一九

(二) 複税制度 二〇

(三) 租税特別措置 二〇

第四節 租税構造——直接税と間接税 二〇

(一) 租税構造の意義 二〇

(二) 租税構造の類型 二一

第五節 租税の転嫁理論 二四

(一) 租税転嫁の意義 二四

(二) 租税転嫁の単純モデル 二五

(三) 租税転嫁に関する学説 二六

(四) 租税転嫁の諸条件 二〇

第六節 租税負担 二二

(一) 租税負担の概念	三三
(二) 租税負担水準の測定方法	三四

第七章 租税各論	三三
----------	----

第一節 租税の術語と租税の分類	三三
-----------------	----

第二節 課税とその経済的作用	三四
----------------	----

(一) 課税と徴税上の一般原則	三四
-----------------	----

(二) 課税とその公平性および経済効率	三七
---------------------	----

(三) 課税とその経済的作用	三四
----------------	----

第八章 公債論	三七
---------	----

第一節 公債の意義と発達	三七
--------------	----

第二節 公債理論	三六
----------	----

(一) 公債の一般理論	三六
-------------	----

(二) 公債の本質理論	三八
-------------	----

第三節 公債の種類・借換・管理・償還	三七
--------------------	----

第四節 公債発行と国民負担	三九
---------------	----

第五節	公債とその経済的作用	二九四
-----	------------	-----

(一)	公債作用論の意義と分析手法	二九四
-----	---------------	-----

(二)	公債の経済的作用と効果	二九六
-----	-------------	-----

第六節	公債管理政策	三〇一
-----	--------	-----

(一)	公債残高の国際比較と公債管理政策の重要性	三〇三
-----	----------------------	-----

(二)	公債管理政策の意義	三〇三
-----	-----------	-----

(三)	公債管理政策理論の展開	三〇四
-----	-------------	-----

(四)	安定政策としての公債管理政策	三〇六
-----	----------------	-----

(五)	公債管理政策の経済的效果	三〇九
-----	--------------	-----

第九章	財政投融资論	三二三
-----	--------	-----

第一節	財政投融资の概念	三二三
-----	----------	-----

第二節	財政投融资の機能と運用形態	三二六
-----	---------------	-----

第三節	財政投融资の作用と効果	三三一
-----	-------------	-----

(一)	社会資本と民間資本	三三一
-----	-----------	-----

(二)	民間投資と財政投融资の一般均衡化モデル	三三三
-----	---------------------	-----

(三)	財政投融资と成長戦略モデル	三三四
-----	---------------	-----

(四)	財政投融资と景気調整効果	三九
第四節	日本の財政投融资	三〇
(一)	財政投融资の日本的性格	三〇
(二)	財政投融资計画の構造	三三
第一〇章	財政収支論	三一
第一節	財政資金の諸形態と構造	三四
(一)	財政資金・民間資金・国庫金の意義	三四
(二)	財政資金の三形態	三四
(三)	財政資金主要項目の収支の動き	三五
第二節	財政資金対民間収支	三五
(一)	「予算に基づく収支見込」と実績との乖離	三五
(二)	揚超と散超の発生原因	三五
第三節	財政収支の波動と調整	三六
(一)	財政収支の波動の型	三六
(二)	財政収支の波動調整の意義	三六
(三)	財政収支の波動と自動的調節機能	三六

(四)	財政収支の波動と金融市場	三六一
(五)	財政収支の波動調整政策	三六二

第一章 財政政策論……………三六五

第一節 財政政策の目標と機能……………三六五

第二節 財政政策による資源配分機能……………三六八

(一)	財政政策による資源配分の意義	三六八
(二)	資源配分と予算決定の理論	三六五
(三)	政治過程を通ずる予算決定の理論	三六四
(四)	市場における資源配分と財政政策	三六八

第三節 財政政策による所得再分配機能……………三九一

(一)	財政政策による所得再分配の意義	三九一
(二)	市場価格機構と所得再分配	三九六
(三)	財政政策による所得再分配政策	四〇一
(四)	所得再分配の経済的作用と効果	四〇五

第四節 財政政策による景気調整機能……………四一二

(一)	ケインズ財政政策の理論構造	四一二
-----	---------------	-----

(一)	フィスカル・ポリシーの理論	四三
(二)	フィスカル・ポリシーの選択的政策類型	四三〇
第五節	財政政策による経済成長機能	四四五
(一)	財政政策による経済成長の意義と役割	四四五
(二)	財政政策と経済成長の基礎的理論モデル	四四七
(三)	安定成長と財政政策の変数の役割	四五五
第六節	財政政策と金融政策	四五九

第一章 財政概念理論

第一節 財政の包括的概念

財政とは国家および地方公共団体の収支経済であるといわれ、一般に国家の収支経済を国家財政ないし中央財政といい、地方公共団体の収支経済を地方財政という。本書においては国家財政を総合的に研究する。

財政ないし財政現象は近代国家が成立する以前においても国家Ⅱ共同団体は存在していたので、そこには財政・財政現象は存在していた。しかしその財政・財政現象は基本原理において現代財政と共通性をもつものもあるが、国家体制、形態および経済構造において現代資本主義国家の経済と財政とは根本的に違いがあるので、現代資本主義国家の財政とは異質なるものであった。

周知の如く、人類は社会的動物といわれ社会発生の当初より血縁的な地縁的な団体を形成し、団体の生存と発展をはかるために家長制度を確立した。家長はその目的を果たすために生産手段の共有と分配を行ない、種族の保護発展のために団体に命令し、かつ服従を強制し団体としての秩序を確立した。かかる共同団体を原始共産団体という。原始共産団体が他の共産団体との偶然的な経済交流を契機として構成員の自由な交換Ⅱ欲望を挺としてその内部社会が崩壊し、小規模な血縁的共同団体から漸次地縁的に拡大された共同社会いわゆる古代国家が形成された。そこでは特定の権力者Ⅱ国王と共同社会の構成員を代表する特権階級による協議会がもつ権力によって統治支配され、権力団体または政治団体の形態をとっていた。国王および特権階級によって生産手段である土地は占有され、世襲制によつ

て財産と権力が継承される世襲的政治構造であった。古代国家においては土地が唯一の生産手段であり、その土地が国王と特権階級に占有されていたので、土地を持たない農民は小作として土地に束縛され生産余剰は徴収され、賦役を課せられた。しかし、生産手段を持たない階級にとっては土地に束縛されることは生業の機会を与えられたのであって、貢納・賦役は土地を占有する国王・特権階級にとっては家産権に対する私収入としての意味をもっていた。したがって、国家Ⅱ国王の私的な財源はこれらの収入―現物貢納と賦役―から成り立っていた。さらに敗戦国民は労働奴隷として使役される仕組であった。古代国家においては国王・特権階級と平民と奴隷という階級国家を形成し、平民と奴隷とは生産階級であり、また兵役の義務をもち国王・特権階級に従属していた。このような国家体制においても交換手段としての通貨は流通しつつあったが、それは都市においてであり、農村は物流の経済であった。したがって、ここでの流通手段は「もの」それ自体であった。古代国家における財政は土地占有からあがる生産物の収奪的な徴収であり、また労役・兵役も土地に束縛され生業を与えられた農奴の当然の無償的奉仕をみられるが労働の代価を貨幣に換算すれば、いわゆる租税とみることができ、そこでは支出は国王に付与されたものであった。

中世の絶対主義国家においては、古代国家にみられる家産権の継承すなわち君主財産―土地占有は、土地を持たない換言すれば生産手段をもたない農民階級の土地への束縛とその生活保障の意味をもち、土地からあがる貢納と賦役による収入が君主財政の中心であった。他方、貨幣経済の浸透とともに生産手段の私有と分業という社会秩序が形成された。私有制分業社会にあつては社会の構成員の私的生活を保護するために、君主という絶対的な権力主体に付随する特権収入をもって国家Ⅱ君主の富を蓄積し費消した。また特権階層―貴族・僧侶―は商工農階級と奴隷という階級的差別において、国民経済において形成した富を一方的な権力機構によって収奪的な貢納制度を通じて徴収し、その中から君主に財貨を提供した。したがって、封建的家産国家における収入の源泉は君主財産と特権収入が主であ